

**藍住中学校**

# **いじめ防止基本方針**

**～すべての生徒が楽しい学校生活を送れるように～**

**藍住町立藍住中学校**

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

#### ※ **いじめの定義**（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 1 いじめ防止等の基本的な考え方

#### (1) いじめに対する基本的認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにするために、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

#### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、副担任等、生徒と関わりのある教職員、生徒が相談しやすい教職員等を追加する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

### 3 教育相談体制

#### (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。

- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

#### 4 いじめ未然防止の取り組み

##### (1) 安心して学校生活が送れる基盤作り

常日頃から「いじめを許さない」ということを授業や集会を通して繰り返し指導し、生徒や保護者が学校を信頼し、安心して学校生活が送れる基盤を作る。

##### (2) わかる授業づくり

生徒一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

##### (3) 道徳教育の充実

「いじめをしてはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるよう、教育活動全体を通じて指導する。また、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。

##### (4) 体験活動の充実

他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

##### (5) 学級活動の充実

学級活動時に、互いの良さを見つけたり考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。また、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。

##### (6) 全校集会（学年集会）の充実

全校集会（学年集会）を定期的に開いて、生徒に日々の生活のあり方や言動などについて振り返らせ、いじめを主体的になくしていく態度を育てていく。

##### (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努めるとともに、インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

##### (8) 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

- (9) 生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。また、教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- (10) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- (11) 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- (12) 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

## 5 いじめ早期発見のための取り組み

### (1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年間5回、生徒に対するアンケート調査を実施する。なお、いじめの認知については、「いじめ対策プロジェクトチーム」において組織的に判断する。

### (2) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

### (3) 生活記録の活用

生活記録を通して、生徒の生活の様子や交友関係を知り、いじめの実態把握に努める。

### (4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の生徒観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

### (5) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーに相談に行きやすい体制を作る。

### (6) 生徒との信頼関係の構築

生徒との信頼関係を構築するために常に生徒との対話を重視し、生徒一人ひとりの状態を把握することに努める。また、生徒の行動や対話の中からいじめやそれにつながる兆候などを発見し早期対応につなげる。

## 6 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに対する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ対策プロジェクトチームを立ち上げ、情報共有を行い、方針と役割分担を決定する。また、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ対策プロジェクトチームが中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続

的に行う。

- (4) 校長は、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。また、ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や関係諸機関に協力を求める。

## 7 校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、学期に1回以上、いじめ・生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応

重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C Aサイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかつたような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 10 年間計画（いじめ防止プログラム）

	いじめの防止等の対策のための研修等	1年	2年	3年
4月	学校基本方針の説明 指導体制や計画の周知・校内研修	スクールマナー指導 個人懇談 携帯電話安全教室	スクールマナー指導 個人懇談	スクールマナー指導 個人懇談
5月	いじめに関する調査の分析と共通理解 集団生活のマナーや礼儀の指導	いじめに関する調査 体育祭	いじめに関する調査 体育祭 修学旅行	いじめに関する調査 体育祭
6月	気になる生徒の共通理解	教育相談 人権問題意見発表会	教育相談 人権問題意見発表会	教育相談 人権問題意見発表会
7月	校内研修 薬物乱用防止教室 いじめに関する調査の分析と共通理解	三者面談 薬物乱用防止教室 いじめに関する調査	三者面談 いじめに関する調査	三者面談 いじめに関する調査
8月	1学期の取り組み点検評価・改善	文化祭準備 校地内除草作業	文化祭準備 校地内除草作業	文化祭準備 校地内除草作業
9月	文化祭 学校行事を通じて、集団での活動を指導	文化祭	文化祭	文化祭
10月	校内研修 いじめに関する調査の分析と共通理解	教育相談 合唱コンクール いじめに関する調査	教育相談 職場体験学習 合唱コンクール いじめに関する調査	教育相談 合唱コンクール いじめに関する調査
11月	校内研修	人権コンサート	人権コンサート	人権コンサート
12月	いじめに関する調査の分析と共通理解 2学期の取り組み点検評価・改善	三者面談 いじめに関する調査	三者面談 いじめに関する調査	三者面談 いじめに関する調査
1月	校内研修	教育相談	教育相談	教育相談
2月	校内研修 いじめに関する調査の分析と共通理解	教育相談 いじめに関する調査	教育相談 いじめに関する調査	教育相談 いじめに関する調査
3月	1年間の取り組み点検評価・改善と次年度の計画	次年度の計画 新しい学年に向けた努力目標	次年度の計画 新しい学年に向けた努力目標	次年度の計画 新しい進路に向けた努力目標